

国民健康保険税率を改定します

国民健康保険税は県が市町村ごとに示した標準保険税率を参考に、町が下記項目ごとに保険税率（額）を決定し、

加入者の皆さんに負担していただくものです。保険税額は年度（4月～翌年3月）ごとに一世帯単位で計算されます。

改定後の1人あたり保険税額は約73,400円となる見込みです。（昨年度は約86,100円）

※加入者の年齢や所得等によって世帯ごとに額が異なります。

■未就学児の減額

子育て世代への経済的負担の軽減のため、未就学児がいる世帯に対して一律に未就学児の均等割額の2分の1を減額します。

■課税限度額の改定

基礎課税額の医療給付費分に係る課税限度額を、63万円から65万円に、後期高齢者支

援金分に係る課税限度額を、19万円から20万円に改定します。

■所得申告をしていますか？

所得申告が必要な人が未申告の場合、国保税が本来より高くなる可能性があります。必ず役場税務住民課（☎75-4117）へ申告してください。

■町税のお支払いが困難な場合

収入や所得が減少し、納付が困難な場合は、徴収猶予や減免をうけられる制度がありますので、税務住民課まで問合せください。
また、制度に該当しない場合も含め相談は随時受け付けていますので、気軽に相談ください。



▼国保税計算方法	医療給付分	後期高齢者支援分	介護分(40～64歳)
所得割 世帯の所得に応じて計算	所得基礎額 × 6.5% (改定前 7.0%)	所得基礎額 × 1.8% (改定前 2.1%)	所得基礎額 × 1.3% (改定前 1.5%)
均等割 一人につき いくらと計算	1人 21,500円 (改定前 23,000円)	1人 8,000円 (改定前 8,800円)	1人 7,900円 (改定前 8,500円)
平等割 一世帯につき いくらと計算	1世帯 18,000円 (改定前 19,000円)	1世帯 5,600円 (改定前 6,200円)	1世帯 4,100円 (改定前 4,500円)
あなたの世帯の 保険税額は？	_____円 限度額 65万円 (改定前 63万円)	_____円 限度額 20万円 (改定前 19万円)	_____円 限度額 17万円

問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4117